

輪之内町一般廃棄物処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項及び輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年輪之内町条例第15号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定により、輪之内町内における一般廃棄物処理基本計画を次のとおり定める。

令和2年4月1日

輪之内町長 木野隆之

(1) 基本方針

廃棄物処理の制度に関しては、汚物掃除法、清掃法を経て、昭和45年のいわゆる公害国家において廃棄物処理法が制定された。清掃法までは、「公衆衛生の向上」が目的とされてきたが、廃棄物処理法制定時に公害関係諸法に共通の「生活環境の保全」という目的が加えられた。従って、一般廃棄物の処理責任は町にあるとの認識の基に輪之内町の廃棄物行政を推進する上では、廃棄物処理法第1条の目的にある「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」を基本方針とする。また、環境保全の観点から、持続可能な循環型社会の形成に寄与する一般廃棄物の処理を進める必要がある。

具体的には、

- ① 環境への負荷の低減のため、資源持ち込み分別ステーション「輪之内町エコドーム」を拠点として廃棄物の再生利用や資源物の回収・利用を促進し、もの大切さの普及を図り、廃棄物の減量に努める。
- ② 循環型社会の形成に向けた3Rを推進するため、町民・事業者・行政の役割を明確にし、責任分担するとともに、互いの役割を理解し、協働することにより廃棄物に対するの共通認識を持ち、自覚を持って取り組んでいく意識の醸成を図る。

ア.	Reduce	(リデュース)
	……減らす	(出てくるごみをできるだけ減らす)
イ.	Reuse	(リユース)
	……再使用	(できるだけ繰り返し使う)
ウ.	Recycle	(リサイクル)
	……再生する	(もう一度原料に戻して、新しくつくる)

- ③ 処理体制については、公衆衛生に支障を来さないように収集能力の適正維持と輸送の効率化を進め、安全で衛生的な処理体制を維持継続する。

(2) 計画期間

本町の一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、令和2年4月から5年間とし、この計画は3年を目途に必要な応じて改定する。

(3) ごみの排出量及び処理量の見込み

① 人口の推移

令和元年10月1日現在、国内、県内人口ともに5年連続して減少しており、当町においても同じく、人口減少の傾向にある。自然増減（出生、死亡）、社会増減（転入、転出）ともに減少幅が拡大する一方、外国人人口の増加幅は拡大傾向にある。全国的にも、長期にわたり人口が減少していくトレンドには変化がないと見込まれていることから、当町においても日本人は微減、外国人は微増で人口が推移するものとみられる。

単位：人

実績	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	日本人	9,636	9,618	9,483	9,393	9,339
	外国人	277	292	387	343	409
	合計	9,913	9,910	9,870	9,736	9,748
推計	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	日本人	9,239	9,231	9,223	9,215	9,207
	外国人	439	444	450	455	460
	合計	9,678	9,675	9,673	9,670	9,667

※各年度4月1日現在

② ごみの排出量（処理量）の推移

ア. 家庭系一般廃棄物

可燃ごみについては人口減少とは反比例し増加、不燃ごみ、粗大ごみに関しても再資源化の普及・推進が図られているものの、生活様式の見直しや家財道具の整理をする世帯が増えたのか年々増加傾向にある。

資源ごみについては、集団回収での回収量が減少しており、今後も減少傾向にあると推測する。また、エコドームでの回収分については、品目ごとに増減の差はあるものの、総量としては概ね横ばいで推移すると推測している。

単位：t

種別	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)	
可燃ごみ	1,188.5	1,218.0	1,095.8	1,216.1	1,246.2	
不燃ごみ	110.3	105.8	137.5	206.7	131.6	
粗大ごみ	37.9	33.2	36.8	52.1	65.2	
(集団回収以外) 資源ごみ	紙類	238.1	231.9	250.4	260.5	224.8
	布類	34.4	30.9	32.8	32.4	35.7
	小物金物類	1.6	1.7	1.3	1.8	1.5
	生ごみ	45.2	44.5	47.6	47.3	44.3
	剪定枝	-	-	-	-	-
	空き缶	20.6	21.7	23.2	22.4	24.1
	ビン	59.1	56.0	52.8	49.9	46.1
	ペットボトル	25.7	26.9	28.6	30.7	32.4
	その他プラスチック製容器包装	18.6	18.9	19.2	19.2	16.5
	発泡トレイ	3.1	1.9	2.0	2.4	1.9
	ふとん・カーペット類	5.2	7.6	4.9	6.7	4.5
	バッテリー	1.0	0.4	0.6	0.7	0.9
	割り箸	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	CD・DVD	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2
	廃食油(kl)	2.6	1.6	1.2	2.2	1.5
	蛍光灯・電池	3.4	4.1	3.6	3.7	4.3
	インクカートリッジ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	小型家電	4.4	2.9	4.4	6.3	6.5
	小計	463.3	451.4	473.0	486.6	445.4
(集団回収) 資源ごみ	紙類	176.7	158.6	142.6	118.8	114.4
	布類	10.3	7.7	7.6	5.7	5.9
	空き缶	1.7	1.7	1.3	1.4	1.1
	小計	188.7	168.0	151.5	125.9	121.4
合計	1988.7	1976.4	1894.6	2087.4	2009.8	
リサイクル率(%)	32.8	31.3	33.0	29.3	28.2	

単位：t

種別	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)	
可燃ごみ	1,248.0	1,248.5	1,248.5	1,248.5	1,248.0	
不燃ごみ	132.6	130.0	129.0	128.0	127.0	
粗大ごみ	65.6	64.0	62.0	60.0	58.0	
(集団回収以外) 資源ごみ	紙類	278.0	277.0	276.0	274.5	274.0
	布類	36.0	35.5	35.0	35.0	35.0
	小物金物類	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	生ごみ	45.0	45.5	46.0	46.5	47.0
	空き缶	23.5	23.5	23.5	23.5	23.5
	ビン	47.0	47.0	47.0	47.0	46.8
	ペットボトル	32.0	31.0	30.0	30.0	30.0
	その他プラスチック製容器包装	16.0	16.0	15.5	15.5	15.5
	発泡トレイ	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	ふとん・カーペット類	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
	バッテリー	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	割り箸	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	CD・DVD	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	廃食油(kl)	1.6	1.6	1.7	1.7	1.7
	蛍光灯・電池	4.3	4.3	4.4	4.4	4.4
	インクカートリッジ	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	小型家電	6.0	6.1	6.1	6.1	6.1
	小計	498.3	496.4	494.1	493.1	492.9
	(集団回収) 資源ごみ	紙類	60.0	60.0	60.0	60.0
布類		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
空き缶		1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
小計		67.1	67.1	67.1	67.1	67.1
合計	2011.6	2006.0	2000.7	1996.7	1993.0	
リサイクル率(%)	28.1	28.1	28.1	28.1	28.1	

イ. し尿及び浄化槽汚泥

し尿及び浄化槽汚泥は、下水道の普及とともに減少傾向にある。今後とも下水道の供用開始区域の拡大とともに減少するものと考えられる。

単位：k l

区分	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)
し尿	473	453	429	402	386
浄化槽汚泥	4957	4870	4782	4876	4,686
合計	5430	5323	5211	5278	5,072

区分	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
し尿	366	346	326	300	280
浄化槽汚泥	4,536	4,386	4,236	4,086	3,936
合計	4,902	4,732	4,562	4,386	4,216

エ. 瓦れき類

平成28年度以降、個人の持ち込みのみとし、業者による搬入はないため、大幅に減少している。将来的にも約45t/年に収束すると予測している。

単位：t

区分	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)
瓦れき類	395.2	213.5	40.4	57.5	47.9

区分	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
瓦れき類	45	45	45	45	45

オ. 事業系一般廃棄物

可燃ごみについては、産業廃棄物不適正排出が平成26年度途中より是正されたことより、排出量が大幅に減少したが、それ以降は、個人持込が増加傾向にあるため、排出量も増加すると予測している。不燃ごみについては、約28t/年で推移すると予測している。

単位：t

区分	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	平成31年度 (実績)
可燃ごみ	528.0	561.9	576.0	574.0	577.1
不燃ごみ	25.1	29.2	46.5	27.5	25.2

区分	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
可燃ごみ	577.5	578	578.5	579	580
不燃ごみ	28	28	28	28	28

③ 目標の設定

これまでのごみの推移及び今後の推移については上記のとおりであるが、処分場に直接搬入される瓦れき類や直接搬入される事業系一般廃棄物については、景気等に左右され目標値の設定が難しいため、目標値の設定にあたっては、家庭系一般廃棄物について設定するものとする。

【目標】

令和6年度に予測されるごみ排出総量を5%減量し、リサイクル率を30%以上とする。

区分	令和元年度 (実績)	令和4年度 (中間目標)	令和6年度 (最終目標)
ごみ総量(t)	2009.8	1959.6	1909.3
リサイクル率(%)	28.0	29.0	30.0

(4) ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

① 町の役割

町は、町内におけるごみの排出抑制に関し、NPOや住民と協働し、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進することとする。

ア. エコドームの利用促進

平成14年にオープンした資源持ち込み分別ステーション「輪之内町エコドーム」を拠点として廃棄物の再生利用や資源物の回収・利用を促進し、ものの大切さの普及を図り、廃棄物の減量に努める。また、ペットボトル・空き缶のポイント付与に加え、平成29年4月から古紙類・生ごみ・来場者ポイントの付与も開始し、エコドームの利用促進に努める。

イ. ごみ処理有料化の継続

ごみ処理有料化は、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革をすすめ、ごみの排出抑制や再利用の推進に効果があることから、今後ともごみ処理の有料化を継続する。

ウ. 生ごみ・剪定枝の堆肥化の推進

NPOが推進してきた生ごみの堆肥化に加え、剪定枝の堆肥化(チップ化)も支援し、可燃ごみの減量化に努める。また、各家庭における生ごみ処理機、剪定枝粉碎機の購入に対して助成を継続して可燃ごみの減量に努める。

エ. 集団資源回収への支援

小中学校のPTA等が実施する資源回収を奨励し、可燃ごみの減量化、資源ゴミの回収による循環型社会の意識啓発を図る。

オ. 環境教育、普及啓発の充実

エコドームを活用した環境教育を推進する。なお、成人のみでなくこども園児や小中学生の環境学習にも力を注ぎ、環境保全への興味と意識付けを推進する。

カ. マイバック持参運動の継続

住民団体が主体となって実現したレジ袋の有料化によるマイバック持参運動を今後とも推進する。

キ. 環境物品等の使用促進

町自らも事業者としてグリーン購入などの循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

ク. 可燃ごみの分析

増加傾向にある一般家庭から排出される可燃ごみの組成分析を実施し、焼却ごみを減量化するための新たな手段を検討する。

② 住民の役割

住民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用にあたっては、故障時の修理の励行等によりなるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組むよう努めるものとする。

ア. エコドーム利用の促進

古新聞、古雑誌、段ボール等の紙類や古着、空き缶、ビン、ペットボトル、トレー、発泡スチロール、小型家電等の資源として有効活用できるものは分別し、エコドームに持ち込むよう努める。

イ. 集団資源回収への協力

小中学校のPTA等が実施する資源回収は、自宅まで引取に来て貰える利便性に鑑み、積極的に利用するとともに地域コミュニティーの醸成に努める。

ウ. 容器包装廃棄物の排出抑制

商品の購入に当たっては、自ら買い物袋やマイバッグ、ふろしき等を

持参し、また、簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いている商品等を選択すること等によって、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制に取り組む。

エ. リターナブルビンを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リターナブルビン等のリターナブル容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

③ 事業者の役割

ア. 発生源における排出抑制

事業者は、原材料の選択や製造工程を工夫すること等により、自ら排出するごみの排出抑制に努める。

イ. 過剰包装の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に排出抑制、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供に努める。

ウ. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパー等に再生品を使用し、リターナブルビン等のリターナブル容器を選択し適切に返却するよう努めるとともに、使い捨て品の使用を抑制する。また、可能な限り、ものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する。

(5) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

① 可燃ごみ	
② 不燃ごみ	
③ 粗大ごみ	
④ 資源回収する古紙類	④-1 新聞・広告
	④-2 雑誌
	④-3 段ボール
	④-4 シュレッダー古紙
	④-5 その他の紙
⑤ 資源回収する布類	
⑥ 資源回収する容器包装	⑥-1 アルミ缶・スチール缶
	⑥-2 ガラスビン
	⑥-3 ペットボトル
	⑥-4 その他プラスチック製容器包装
	⑥-5 発泡トレー
	⑥-6 紙パック
⑦ 資源回収する小物金物類	
⑧ 資源回収する生ごみ	
⑨ 資源回収するふとん・カーペット類	
⑩ 資源回収するバッテリー	
⑪ 資源回収する割り箸	
⑫ 資源回収するCD・DVD	
⑬ 資源回収する廃食油	
⑭ 資源回収するインクカートリッジ	
⑮ 資源回収する蛍光灯・電池	
⑯ 資源回収する小型家電	

(6) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、重要な事業である。しかもその費用は清掃事業全体に占める割合も高く、ごみの量や多様化するごみの質に適切に対応するため、収集能力の適正化と輸送体制の効率化に配慮してごみ処理事業を展開する必要がある、適正な収集・運搬体制の整備を図る。

ごみ処理フローは、別紙のとおり

(7) ごみ処理施設の整備に関する事項

① 可燃ごみ処理施設

施設名：西濃環境保全センター（西濃環境整備組合）

所在地：揖斐郡大野町下座倉1375番地の1

処理方式：旋回流型流動床焼却炉及びガス化高温溶融炉

公称能力：90 t / 日 × 3 炉

② 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設

施設名：西南濃粗大廃棄物処理センター（西南濃粗大廃棄物処理組合）

所在地：養老郡養老町有尾字下池663番地

処理方式：二軸剪断式破砕機及び横型回転式破砕機による破砕処理

公称能力：70 t / 5 時間

③ 最終処分場

ア. 施設名：輪之内町一般廃棄物最終処分場

所在地：輪之内町南波字村上地内

埋立対象物：瓦、レンガ、壁泥（わらを含まないものに限る。）、
コンクリート破片（こぶし大の大きさまでとする。）

全体面積：7,623 m²

埋立面積：6,548 m²

埋立容量：31,193 m³

イ. 施設名：西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場

所在地：養老郡養老町有尾字下池地内

埋立対象物：不燃ごみ（破砕残渣）

埋立地面積：10,100 m²

埋立容量：30,600 m³

埋立方式：サンドイッチ方式

④ し尿処理施設

施設名：大垣衛生センター（大垣衛生施設組合）

所在地：大垣市荒川町852番地

処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）

公称能力：340 k l / 日（し尿54 k l / 日、浄化槽汚泥286 k l / 日）

(8) その他ごみの処理に関し必要な事項

① 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、各地区に廃棄物減量等推進員を置き、審議会による継続審議と減量等推進員に対する説明会、研修会を開催する。

② 不適正処理、不法投棄対策

廃棄物の不適正処理や不法投棄対策として環境パトロールを実施する。

③ 啓発・啓蒙事業

ア. 啓発活動の強化

- ・ 広報の活用
- ・ E C O 輪之内（環境ホームページ）の活用
- ・ 分別に関するパンフレット等の作成・配付
- ・ 小型家電リサイクル法による小型家電リサイクルの推進
- ・ 住民への剪定枝粉碎機貸出による剪定枝の資源活用推進

イ. 説明会の開催

- ・ 廃棄物減量等推進員の協力
- ・ N P O 団体との協働

ウ. 地域リーダーの育成

- ・ 地域において指導できる立場のごみ減量アドバイザー設置

エ. 環境教育の実践

- ・ エコドームの環境学習室を利用した環境学習のプログラム化

オ. ごみ減量化・リサイクルイベントの開催

- ・ 環境に関するイベント開催

カ. 事業所への啓発

- ・ 事業所へのごみの排出抑制及び資源ごみの分別による減量化の啓発
- ・ 業界紙、機関誌への啓發文掲載

④ 資源ごみ回収システム、処理システムの確立

ア. 自家処理の奨励

- ・ 輪之内町生ごみ処理機購入費補助金の交付
- ・ 住民への剪定枝粉碎機の貸出

- イ. ペットボトル、空き缶の回収体制の充実
 - ・分別容器の支給
 - ・ペットボトル回収機及び空き缶回収機の活用

- ウ. 空きビンの回収体制の充実
 - ・分別容器の支給

⑤ その他

- ・町指定ごみ袋による排出の徹底
- ・瓦れき類に混入する不適合物の排除の強化
- ・コンクリート塊や瓦などの資源化できるもののリサイクル推進
- ・各種リサイクル法の円滑な運用を図るための啓蒙、啓発
- ・グリーン購入の啓蒙、啓発